



質問1

病院を経営している友人の話によると、事業の所得を計算するうえで福利厚生費として必要経費になるものがあるそうですが、福利厚生費とはどのようなものをいうのでしょうか。

回答 福利厚生費とは、従業員の慰安、保健、療養、修養などのために支払う費用をいいます。

一般に、「福利厚生費」とは、従業員の社会保険、保健衛生、慰安、修養等のために必要とするいろいろな費用をいいますが、そのうち福利厚生費として必要経費になるものは、従業員の福利厚生のために社会通念上一般に行われているものと認められているものにかかるもので、必要かつ妥当な支出でなければなりません。

病院や診療所等において必要経費となる福利厚生費としては、次のようなものが考えられます。

(1)法定福利費

法律の規定によって事業主が負担することになっている健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいいます。

(2)(1)以外の福利厚生費

次に掲げるもののうち、先に述べた条件の範囲内のものは必要経費に算入されます。

イ 従業員の慰安のための費用

ロ 病院の行事費用

例えば、創立記念、新築落成等のために従業員に一律に支給する金品の費用

ハ 従業員の慶弔等の費用

例えば、従業員の慶弔や永年勤続表彰に際し一定の基準で支給する金品の費用

ニ 従業員の親睦会等への援助費用

この場合、事業主が単に支出しただけでは必要経費とはならず、親睦会等が実際に支出した額に限り必要経費に算入されます。

なお、社会通念上必要かつ妥当な範囲を超える支出や、慰安旅行等への不参加者（使用者の事業の必要に基づき参加できなかった人を含みます）に対する金銭の支給は、その人の給与になります。このような場合の支出は、「福利厚生費」としてではなく「給与」として事業の必要経費になりますから、事業主の所得を計算するうえでは同じ結果になります。

質問2

当医院では、特別に退職給与規定は設けていませんが、今回30年来当医院に勤務してくれた看護師が退職することになりました。そこで、これまでの労苦に報いるために退職金として現金を支給する代わりに、これまで彼女が住んでいた借家を土地付きで買い取って直ちに彼女に無償で譲りたいと思っています。この場合、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

回答 支給時の時価をもって退職所得の課税対象となり、事業所得の計算上は必要経費に算入されます。

ご質問の場合、退職金に代えて住宅等の現物を支給するわけですから、当然にその現物の価額は、退職金あるいは給料賃金などとして事業所得の計算上必要経費に算入されます。反面、支給を受ける従業員にとっては、退職金を現金で受け取って、それで住宅等を購入したのと同じ効果、いわゆる経済的利益を受けたのですから、それは、退職所得として課税の対象になります。この場合の必要経費に算入される金額または退職所得の収入金額とされる金額は、支給した住宅等の支給時の時価で評価した金額となりますので、従来から事業主が所有していた土地、建物等を支給した場合には、取得価額よりも譲渡する時の時価が上昇しているのが通常ですから、その場合は譲渡所得が発生することになります。

しかしながら、ご質問の場合には、その住宅等をあなたが取得した後、直ちに退職する看護師に支給されるということで、支給時の価額は購入価額と同額であると考えれば、支給（譲渡）者であるあなたには譲渡所得の課税問題は結果として発生しないこととなります。